

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷九第

行發日一月一十年八正大

論 說

特別課徴の課額の決定……………法學博士 神戸 正雄

社會の羈絆力(一)……………法學博士 財部 靜治

コールの大労働組合論……………法學博士 河田 嗣郎

鷹山公とフリードリヒ大王の農政(一) 法學博士 農學博士 高岡 熊雄

明治の米價調節(三)……………法學士 本庄榮治郎

時 事 問 題

労働時間問題……………法學博士 戸田 海市

租稅收入の豫算見積を論ず……………法學博士 小川郷太郎

雜 錄

同盟怠業の道德的批判に就て……………法學博士 河上 肇

サボタージユ是非……………法學博士 河田 嗣郎

サボタージユに對する私見……………法學博士 神戸 正雄

近世の日本(新著紹介)……………法學士 本庄榮治郎

經濟論叢

第九卷 第五號 總卷第五十三號

大正八年十一月發行

論說

特別課徴の課額の決定

神戸 正雄

緒言 (一) 本研究の目的 (二) 説述の順序

第一段 特別課徴課料決定の理論上の考察 (一) 費用及利息の内容 (A) 費用 (イ) 夫の施設の全費用 (ロ) 全費用中一定部費用の指定 (B) 利益 (イ) 實際的利益 (ロ) 推定的利益 (二) 費用及利息の連絡 (A) 賦課全額の最高限 (B) 各箇の賦課額

第二段 特別課徴課額決定の實際上の應用 (一) 道路の建設及擴張費 (A) 實際的利益に依る場合 (イ) 利益の合計が指定費用を超過する場合 (ロ) 利益の合計が指定費用又は其以内なる場合 (B) 推定的利益に依る場合 (二) 道路の維持又は修繕費

緒言

私は前論文に於いて、特別課徴の本質を説き、其特徴を列挙して、其中で、之が課額の事に説き及んだ。即ち其が受くる所の利益に應じて配當せられ、其利益の價值を超えず、且つ利益に比

例的なることを要し、並に其總額が當該施設の費用の一部を充たすことを要する事を説いた。つまり費用を斟酌する所の利益を測て之を定むべきものといふのである。私は即ち斯の如くに特別課徴の課額を定むることを至當と考ふる者であるが、今此に之について若干立入つたる考究を試みて、之を採用し實施する上に於て據るべきの或ものを提供しやうと思ふ。

私は此問題を解決する爲めに、先づ之が理論上の考察を試み、次ぎに其實際上の應用に及ばうと思ふ。

第一段 特別課徴課額決定の理論上の考察

特別課徴の課額が費用に條件されたる利益であること前論文にいふ如くであるとするれば、倅然らば其の内容が如何なるものであるかを突込んで考察しなければならぬ。私は先づ之を利益費用の各箇に就きて考え、次ぎに其對照連結を試みやうと思ふ。

(一) 費用及利益の内容

(A) 費用

(イ) 夫の施設の全費用——が幾許であるかは、全く客觀的のもので、精密に定むることが出来る。或道路なれば其道路を建設したる費用、其を維持するの費用、何れにしても餘程精密に調べ

上げる事が出来る。勿論其れに金錢以外のものが這入り得る。特に田舎の場合の如きには人的勤務にて提供されたるものがあり得る。併し此場合にも凡べて其時其處の人の勤務に對する報酬を標準として、彼を貨幣價值に見積つて計算することを得る。で其全費用だけは精密に計算することが出来る。

(ろ)全費用中一定部費用の指定——處が特別課徴課額の標準としての費用は、夫の施設の全費用ではなくて、其一定部のものに過ぎぬ。全費用を之に依つて取るべきではなくて、單に其一定部のみを取るべきものである(註一)。唯だ其分配の割合を定むることが六つかしい。其全費用の中、幾許が人民全體に共通なる利益を與ふることになるか、幾許が特定箇人に特段なる利益を與ふることになるかといふ事は精密に指示するのは難い。即ち全體と干係者との間の分配が困難であるが、此につきては一々各箇の場合に就き見るべきものであり、又其に依り異なるべきものであつて、一概に凡べてに共通なる標準を與ふることは出来ない(註二)。が假りに最多く問題となるべき道路を探つて見ると、交通頻繁なる都市の大道に關する費用の如きは、兩側の地主(家主、營業者)に利益を與ふることもあるが、一般人民の之に依り利益を受くる所も亦た少くない。然るに田舎の農耕地を貫く小路の如きは、一般人民の利益を受くること少くして、殆んど全く其兩側の地主(農耕者)の利益となる。斯くて上掲の二の極端なる例の間に分配割合の異なるべきことはいひ

得るが、其を數字的に精密に表はすことは事の性質上難い。併し第一の場合には一般公共の受る利益も明かに大いし、關係地片の地主の利益も明かに大いから、全費用を折半する位に定むるのが穩當と思はる。而して第二の場合には關係地主の利益が莫大で、公共一般の受くる利益微小といふ以上は、前者九、後者一位の割合を以て分配するの外なからう。其れで普通は右の十分の五より十分九の間に於て然るべき割合を定めて關係地主に配當すべきものとなる。唯だ此に例外を成すのが二つある。一は兩側地主の受くる利益の殆どいふに足らぬ程のもので、例之、貨物停車場に到る其附近の道路の如きである。此は其道路の費用の大部分を公共にて負擔し、そして關係地主は極めて僅か、例之、十分一位を負擔すれば良い。今一は餘りに幅の廣い道路にては兩側地主の受くる利益が其道路の或狭き一定の處にてのみであるといふことである。尤も其何れ位に及ぶかを定めることは六つかしいが、相當に研究して定められないことはない。其につき先例もある(註三)。又私の考では一定の關係者に及ぶべき幅を定めて、其分の費用中、更に半分とか或は十分の四とかいふものを兩側地主に負擔せしむべきものと思ふ。

(註一) ボリンスキは、分擔金は公共の市町村設備に對する、一部の寄與といひ、オーテンキルヘンも、一般が、費用中、其設備に於ける公益に相當なる部分を擔ふべきものといひ、ネルフロイन्दも全費用が、公益の點より地方團體に、利益の點より地主又は營業者に分配すべきものといふて居る。尚ほ、オーデンキルヘンは字義の點より論究して、*Eintheilung* には二義がある。一は一定の人々が一緒に擔ふことで、之よりいへば夫の全費用を特別受益者が擔ふべきことになる。然るに他方には

1) Odenkirchen, Interessentenbeiträge. S. 8r.

此が既に或ものが存在し、又は少くとも既に義務ありさせられたる利害關係者よりは、他の方面よりしても費用に附加せらるゝことを意味することが出来、此點よりいへば、一分は特別受益者外の負擔もあり得ることとなる。故に純然たる詞の解釋上よりしては何れともいへないといふて居る。²⁾

尤もヘツケル、シエフレーは此に關する別の見方を有つて居る。即ちシエフレーは、手数料は利害關係者分擔金とは次の點にて異なる。其は手数料が公益に於ける國家行爲に依り基つて居り、公に組織されたる私益の共同の享樂に依り基つられないことに於てであるといひ、ヘツケルは官廳の給付の固有の公務の範圍を離るるこゝが、分擔金と手数料との間の原則上の區別を理由つけるといふ。³⁾

(註二) 此費用の中の分擔の點のみならず、後の利益標準にも關係することであるが、諸學者は、特別課徴額につき一般的に定むることの難きことを説く。例之、ポルグトは、實際には分擔金の限界は必ずしも十分なる精密にて確定せしめずといひ、エーベルヒも、斯かる分擔金の高さにつきての一般的觀察點は定めしめない。むしろ此決定は場合々々に依つて生ずべきものであるといふ所である。⁴⁾

(註三) 例之、普魯西の一八七五年のFL法に依り、道路の傍側土地所有者が建設費及五年間の維持費を負ふにつき道路の幅の半分以上に及ぶことを得ない。道路が二十六メートル以上の幅なる場合には、道路の十三メートル以上につき引かるることを得ないこととなつて居る。⁵⁾

(B) 利益

(い) 實際的利益——次に特別課徴額には利益が標準になるが、其利益は本來、主觀的のもので到底精密に表はし難い。そして人々が或施設につき利益を受けたりとして認むるものは随分多様であり得る。例之、道路についても之により自己の土地の價格の騰貴のみならず、便利とかいふ

2) Bilinski, Die Gemeindebesteuerung. S. 20. Odenkirchen, a. a. O. S. 74-75. 77.
3) Schäffle, Steuern. B. T. S. 373. Heckel, Lehrbuch. I. S. 92. Derselbe, Cebühren. (Conrad, Hwb. 3 Anfl. IV.) S. 515.
4) Borgh, Fw. S. 72. Eheberg, Fw. 9 Aufl. S. 109.
5) Sassi, Die Heranziehung der Anlieger zu den Strassenbaukosten. S. 9-10.

こと、誇どかいふことの如きものが認められ得る。併し其等までも一切計算することは問題の解決を面倒にする。到底精密に計算され得ない。矢張り此場合、經濟上の利益に限る外ない(註四)。斯くて客觀的に定められ得るものに標準を求むるの外ない。其は道路の場合には地價の騰貴する度合を見積りて之を得ることになる(註五)。此見積も亦た主觀的作用に依ることになるけれども、數多の委員が評定することになれば、矢張り此に客觀的の根據を得ることになる。

(註四) 此特別課徴に於ける利益を、初めより經濟上の利益といふ風に説明し又は指定することが可なり廣く行はるゝ處でもある。例之、普國の地方課徴物法第九條にも分擔金を以て、——施設により特段なる經濟上の利益を受ける地主及營業者より取るものとする。そして學者にても、例之ビルンバウムは、此分擔金は一定の地主及營業者が、經濟上の利益を受ける設備の爲めに——課せらるるものといひ、ランツメルグも設備が結果に持つ所の特段なる經濟上の利益を賠償するものといひ、オーデンキルヘンは其高さに於て其給付の經濟的價值に従つて定められたる報酬といひ、エーメルヒは、斯かる設備の制定は——に特段なる物質的利益を興ふる。隨て此人々が特別給付に引かるるを得るといひ、ホルグトは此分擔金が施設によりて生ずる營業又は土地の價値の有利なる影響の平準として現はれるといふ。

(註五) エーアラに依るに、バーデンにては、市町村設備が一定限界内に於ける一定土地の繼續的價値上騰を直接結果に持つだけでは、分擔金が——見積られたる價値上騰の高さまで關係土地に課せらるるを得ざるといひ、オーデンキルヘンに依れば、普國の一八七五年の保安林及森林組合に關する法律に於て、保安林の設立維持の費用は、所有者が其土地の之に依つて得べき餘剰價値の度に應じ、又其高さまで分擔すべきものとするといふことである。

(ろ) 推定的利益——併し間々實際に於ては右いふ如き客觀的の利益の決定が困難である。此場合には仕方がない。推定的利益(註六)の標準を求めるの外ない。例之、土地の間口(註七)、面積(註八)

6) Zelle, Städteordnung, 5. Aufl. S. 76. Birbaum, Die gemeindlichen Steuersysteme in Deutschland. S. 20. Landsberg, Die Entwicklung des Gemeindeabgabenwesens. (Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Gemeindefinanzen II. I.) S. 4. Odenkirchen, a. a. O. S. 7. Eheberg, a. a. O. S. 109. Borght, a. a. O. S. 72.

7) Ehrler, Die Gemeindebesteuerung im Grossherzogtum Baden. (Gemeindefinanzen I.) S. 159-160. Odenkirchen, a. a. O. S. 12.

建物の立方尺(註九)、地價(法定又は時價)(註一〇)、賃賃價格又は收益(註一一)、或他の租税に於ける課税標準(註一二)、距離の遠近(註一三)、等(註一四)を採ることになる。此等は勿論眞の利益とは必ずしも符合しない、随ふて多少不公平といふことになる缺點がある。けれども取扱は簡單になる。尙ほ右の中、特に距離の遠近といふのは、道路の場合には、沿道ならざる土地にても、其に出で來るべき小道に沿へる土地の、大道の開かれたる爲めに便利となれることに依る價値の増加を見ることになるが、此利益は、其大道の改良に對しては間接の利益であつて、一般人民が之を通行するに依て受る利益と同様であるから、此特別課税にてはむしろ沿道のものに直接に受くる利益のみを見る方が可からうと思ふ(註一五)。

(註六) ローズウォーターは特別課税の米國に於ける法律上の意義として 此を以て、與えられたり推定せらるる特段なる利益に比例して課税せらるるものと爲し、バスタープは坪數、間口、價値、表面積の何れもが假定的利益(決して實現せらるべからざる利益)の標準であるといひ、オーデンキルヘンは、夫のDL法に依る傍地所有の道路に沿へる長さによる分擔金を以て、此利益が此法律にては反對證明を許すことなしに豫め推定せらるるものと爲す。

(註七) ヘリグマンは特別課税の一種準として之を擧ぐ。實例としてザスに依れば一八七五年の普國のFL法に依り道路の建設及五年間の維持費が傍地の所有者に其道路に觸れたる境界線の長さに応じて負擔せしめらるることとなり、ランツベルグに依れば、普國には下水費の爲めに間口の長さにより測定されたる一回的資本分擔金があり、(尤もオーデンキルヘンは、下水費につき、一八九九、一九〇六年の行政裁判所の判決にて、許すべきものとせられたる建物の間口を標準とする)とは相當ならざるが如しといふ。又オーデンキルヘンに依れば、道路の維持費につき、普國の一八九七年の判決にては、分擔金は

8) Rosewater, Special assessment. p. 88. Bastable, Public finance. 3 ed. p. 166. Odenkirchen, a. a. O. S. 9.

此が利益の割合に相當すべきときは、各所有者が——彼の土地に接する道路線に關し使はるるだけの分擔するが如く定めらるべしといふことである。⁹⁾

(註八) セリグマンは特別課徴の標準として之を擧ぐ。オーデンキルヘンの考にては、下水につき、無建物土地の分は此面積に依るべきである。曰く、此が土地所有者の利益は、土地の排水の便に存し、其利益は小なる無建物土地には大なる其より小さい。此排水に關係する土地の大きに於て各箇の利益の標準があるであらうと。¹⁰⁾

(註九) オーデンキルヘンに依れば、下水の利益は建物附土地にあつては、むしろ建物の大きに歸すべく、——此利益の見積の爲めに相當なる標準は建物の立方積に於て見出すべきものであらうと。¹¹⁾

(註一〇) セリグマンは特別課徴の標準として之を擧ぐ。オーデンキルヘンに依れば普國の一八七五年の保安林及森林組合に關する法律では、森林の保護及共同經濟的管理の費用は、土地の價値に對合つて分配さるべしといふ。——處で此地價に依るものは往々にして地租の附加税を取り得る。例之ビルンバウムに依るに、アンハルトでは分擔金が當該土地にかゝる地租に對する附加税の形にても徴收せらるるを得るといふことであるし、ノイマンも、此が或は直接税の爲めに既に存在する臺帳に直接關聯して、此税の附加税として徴收せらるるといふて居るが、其は眞の附加税ではない。附加税のやうに見えても、例之、或地方團體の全體に亘つて課せらるるといふのではなく、一定地區の者にのみ課せらるることになる。ピリンスキが、分擔金は目的税ではない。何となれば此義務が凡べての擔税者を税するのでなく、單に或人又は或階級を税するからといふのも亦、之を見て居るのである。¹²⁾

(註一一) ビルンバウムに依ると、プレメンでは、手数料及分擔金の租税が照明、水、下水税の形にて取られる。そして其が地主、屋主、借屋人に課せられ、例之。照明税は鋪石税を含めて、家屋税義務ある屋主に家屋税價値の千分の二、地租義務ある地主に純收益の百分の三、借屋人に雇賃の百分の五二、を課し、下水税は家屋税義務者に家屋税價値の千分の四、地租義務者に純收益の百分の一、借屋人に雇賃の一萬分の三七半を課し、水税も水の使用量でなくて、右と均しく家屋税價値

9) Seligman, Essays in taxation, 8 ed. p. 417. Sass, a. a. O. S. 10. Landsberg, a. a. O. S. 7. Odenkirchen, a. a. O. S. 80. 81.

10) Seligman, l. c. p. 417. Odenkirchen, a. a. O. S. 80.

11) Odenkirchen, a. a. O. S. 80.

12) Seligman, l. c. p. 417. Odenkirchen, a. a. O. S. 12. Birubbaum, a. a. O. S. 123. Neumann, Die Steuer und das öffentliche Interesse. S. 331. Bilinski, a. a. O. S. 19.

地租價值又は屋賃により課せらる。¹³⁾

〔註一二〕 註一〇、一一、參照

尙ほシエフレールは分擔金が廣く或租稅資本に従ふて課せらるゝ場合ありと爲す。¹⁴⁾

〔註一三〕 堤防、墓地費の如きには此距離が問題になる。¹⁵⁾

〔註一四〕 水害豫防の堤防に關するに、土地の高さが問題になる。¹⁶⁾

〔註一五〕 尤も道路につき斯かる距離を考慮するのの一方法ではある。實例もない譯でない。ノイマンに依ると、普國の七八

七二年の那條例では、道路分擔金が當該道路より實かれたる地方にて、其道路より恐らくは引かるべき利益の標準により土地の所有者に課せられ、此道路に隣接せる所有者が其一層大なる利益の爲めに、通例最高額を、次ぎに位し少しく利するものが少き額を、一層距れるものが一層小なる額を拂ふべきものとなるといふ。¹⁷⁾

(二) 費用及利益の連絡

A) 賦課全額の最高限——借て右各別に説明せられたる兩元素を如何に結付けて、夫の課額を定むるかといふのに、先づ指定されたる一定部費用が、特別課徴の全課額の一の最高限になる。課額の總計が此以上になつてはならぬ。そして他方には、利益の總計もが最高限になる。實際的利益の合計が此最高限になる。で前の費用に依りて示さるゝ最高限と、利益によりて示さるゝ最高限と何れか小さい方が其場合々々の實際の最高限になるべきである。特別受益者は其の特に受くる利益だけは特別課徴によりて出さなければならぬが、其實際利益の合計が特別受益者に指定されたる費用額を充たすに足らざる場合には、彼等は利益に對する對償さへ拂へば、其以上拂ふに及

13) Birnbaum, a. a. O. S. 387-8.
14) Schäffle, a. a. O. S. 15.
15) Neumann, a. a. O. S. 330.
16) Neumann, ebenda.
17) Neumann, a. a. O. S. 330-331.

ばぬ。此場合、利益の合計の方が實際の最高限になる。斯くて特別課徴により充足されざる分は、政府にて公共的負擔として引受くる外はない。此は斯の如き特別的負擔の性質上已むを得ぬ。其れで更に此場合、各人の負擔の割合も勿論、其人々々の其々の實際的利益に應じて、むしろ其々の實際的利益を吐き出すことになる。而して特別利益の合計が夫の費用の指定額を超過する場合には又、特別受益者が此指定費用額を超えて拂ふには及ばない。其課額の合計が指定費用額に達すれば足る。其程度にて擔えば良い。此場合には費用の方が實際の最高限によつて、利益は單に特別受益者の間の配當の標準になるに止まる。被等は夫の最高限内にて、實際利益に割合ひて負擔することになる。尤も實際的利益の明かでない、推定的利益に依るの外なき場合には、指定費用額を以て推定利益の全額と見るの外なく、隨て指定費用額を、各員に推定利益の標準に依り割り當てることになる。

(B) 各箇の賦課額——で何れにしても、特別受益者の間の分配は實際利益其ものに依るか、又は少くとも實際又は推定的利益標準に従つて割當つることに依つて行はるゝ。

第二段 特別課徴課額決定の實際上の應用

右の如く特別課徴は利益の度に應じ、而かも其總額は利益の合計額并に指定費用額を超ゆること

なきを要するものであるが、今之を實際に應用して、其適用例を示さうと思ふ。其につき最多く起り來る所の道路を取つて來る。併し其が建設及擴張費と維持修繕費とで多少事情の異なるを以て之を別けて説かうと思ふ。

(一) 道路の建設及擴張費

A) 實際的利益に依る場合——道路の建設及擴張費の實際的利益を示すものとしては、之より生ずる沿道土地の地價の騰貴を評定するに如かない。

(イ) 利益の合計が指定費用を超過する場合——假りに(註一六)道路の建設により生じたる

	a	b	c	d
道路	e	f	g	

aの地價上騰	壹千圓	eの	壹千圓
bの	壹千圓	fの	壹千圓
cの	千五百圓	gの	參千圓
dの	千五百圓	合計	壹萬圓

とし、道路の建設費八千圓とすれば、そして此道路が大都市の目貫の處に當り一般人の利用頗る

大とすれば、第一段に説ける所に従ひ、此費用中の四千圓を公共全體にて負ひ、他の四千圓を右の沿道地主に配當すべきである。然るときは各地片の特別課徴課額は

- a) $4000 \times \frac{1}{10} = 400$
 - b) " $\times \frac{1}{10} = 400$
 - c) " $\times \frac{1.5}{10} = 600$
 - d) " $\times \frac{1.5}{10} = 600$
 - e) " $\times \frac{1}{10} = 400$
 - f) " $\times \frac{1}{10} = 400$
 - g) " $\times \frac{3}{10} = 1200$
-
- 4000.

(註一六) 此に私の擧ぐる計算方法はオーデンキルヘンの行つたのと大體同造方である。たゞ彼の計算では特別受益者の負ふべきものを全費用の五分四に見積つて居るといふ相違がある。¹⁸⁾

(ろ) 利益の合計が指定費用又は其以内なる場合——假りに沿道地主の受くる利益が前と同じとして、道路費用二萬圓又は其以上の場合には、其費用の半分が指定費用といふことにより、其は一萬圓又は其以上(例之一萬五千圓)となる。此場合には特別課徴額は實際的利益だけといふことに

18) Odenkirchen, a. a. O. S. 73-78.

なり、其よりも多く即ち利益を超えては課せられない。即ち其課額は

a	一千圓	e	一千圓
b	一千圓	f	一千圓
c	千五百圓	g	二千圓
d	千五百圓	合計	一萬圓

といふことになる(註一七)。

(註一七) 此取扱方の趣意はオーデンキルヘンに倣ふ。¹⁹⁾

(B) 推定的利益に依る場合——假りに間口に依りて分配するとすれば、夫の指定費用を全く機械的に各地片の間口の長さに応じて割當てることになる。全く簡單で例示の必要はなからう。

(二) 道路の維持又は修繕費

此方は前の建設及擴張費の如く、土地價格の上騰の割合といふが如きもので費用を分配することは出来悪い。此場合に其を見積ることは出来難い。勿論此にも費用の全部を特別受益者に負はすべきではなく、矢張り其一定部のみであり、其度合は前と同標準に依るの外なしとして、偕て其を各利益に應じて分配する方法が六つかしい。其は結局右の指定費用を推定的利益の標準により分配する外なく、其の標準としては、間口か、面積か、地價か(収益か)といふことになるが、此中では間口に依るのが最公平の如くである。各地主の受くる利益は此間口の長さに應ずると見て

19) Odenkirchen, a. a. O. S. 78-79.

良い。此で各地主が公共をして道路費を費さしめた割合が一層公平に現はるゝし、此なれば地價と異り、客觀的で明確に指示せられ、争が起り得ない。又之に依ると、其に依る負擔が堪え難くなれば、之を適度に切詰める工夫を凝らすことも出來易い。自ら適當なる負擔を生ずることになる。地價に至ては之が測定が困難であり、面積には此非難はないが、此二のもの共に必ずしも道路につき公共に世話を掛けた度を示すに適當しない。即ち間口狭くして奥行深く、面積又は地價の高いものが、間口廣く併し面積狭く地價低きものよりも一層大に、公共より道路に付利益を受けたとはいへない。且つや面積又は地價に依る場合には、地主が負擔に苦しむからといふて其土地を切詰めることの難いといふことがある。で矢張り間口に依るのが最適當である。尤も此事は道路につき修繕費又は維持費には當るが、建設又は擴張費の方は必ずしも同様にはいへない。此にてはむしろ地價の騰貴度の如き實際的利益の標準が得られるし、推定的利益標準としても、間口よりは面積又は地價の方が其道路の建設により受くる利益の度合を一層長く表はすともいへる。建設の場合には道路が或土地をして随分奇なる形を成さしむるが如くに貫通することに依つて、間口は廣くても受くる所の價値がさう大くないことがあり得る。で矢張り此場合には面積か地價に依つた方が一層公平のやうである。